

宮 城 県 公 報

令和 7 年 11 月 28 日（金）
定期第 653 号

目 次

規則

- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（人事課）

告示

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（水産林政総務課）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（同）
- 道路の区域変更（道路課）
- 都市計画事業の事業計画変更の認可（都市環境課）

人事委員会

- 人事委員会規則 7—0（給料等の支給）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 7—44（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則（同）
- 平成 7 年人事委員会告示第 1 号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）を改正する告示（同）

公安委員会

- 警備業法第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 130 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年宮城県条例第 43 号）の施行期日は、令和 8 年 1 月 1 日とする。

宮城県告示第673号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 2 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 112 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区のうち小乗浜の区域
同意成立の届出年月日	令和 7 年 11 月 11 日
発起人の住所及び氏名	牡鹿郡女川町鷺神一丁目 14 番地の 1 木村 俊裕 牡鹿郡女川町鷺神浜字荒立 96－5 伊藤 和幸
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するほたて貝等養殖業
区域内特定養殖業者数	3 人

宮城県告示第674号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 解除予定保安林の所在場所
遠田郡涌谷町崑岳字花立 29-1、29-4、29-5
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

宮城県告示第675号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和7年11月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
魚つき
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第676号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 11 月 28 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新田米山線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市迫町新田字山守屋敷 124 番 3 地先 から 同市迫町新田字下対馬 247 番 1 地先まで	前	A	3.6～47.5	1,040.0
		B	—	—
		C	—	—
		D	—	—
	後	A	3.6～47.5	1,040.0
		B	7.0～23.5	1,472.0
		C	3.6～14.5	66.0
		D	5.0～7.2	34.0

宮城県告示第677号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 施行者の名称

栗原市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

栗原都市計画下水道事業

(2) 名称

栗原市流域関連公共下水道及び栗原市流域関連特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

「平成 4 年 2 月 12 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「平成 4 年 2 月 12 日から令和 13 年 3 月 31 日まで」に変更する。

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 6 年宮城県告示第 293 号、平成 11 年宮城県告示第 248 号、平成 16 年宮城県告示第 1060 号、平成 6 年宮城県告示第 39 号、平成 11 年宮城県告示第 329 号、平成 16 年宮城県告示第 1061 号、平成 11 年宮城県告示第 830 号、平成 16 年宮城県告示第 1062 号、平成 16 年宮城県告示第 1113 号、平成 6 年宮城県告示第 40 号、平成 11 年宮城県告示第 249 号、平成 16 年宮城県告示第 1063 号、平成 4 年宮城県告示第 214 号、平成 11 年宮城県告示第 599 号、平成 15 年宮城県告示第 375 号、平成 22 年宮城県告示第 301 号、平成 27 年宮城県告示第 41 号、平成 30 年宮城県告示第 368 号、令和 3 年宮城県告示第 281 号の事業地に若柳武鎗字後谷地、志波姫北伊豆野、志波姫芝の脇南及び、志波姫北郷館を加え、築館字下宮野川南、築館字下宮野萩沢田、志波姫堀口川羽前、志波姫沼崎南原、若柳字大林新堰合、若柳字川北境田、志波姫伊豆野新山前、金成小迫原岸及び、栗駒岩ヶ崎岩倉を削り、築館木戸、築館字留場雇田、築館字留場中田、築館字源光、築館源光、築館字留場久伝、築館字下宮野八幡下、築館薬師台、築館字下宮野砂田、築館字留場遠の木、築館字下宮野桜町、築館字留場桜下、築館字西小山、築館字下宮野川北、築館字下宮野町下、築館字萩沢佐内屋敷、築館薬師 2 丁目、築館伊豆 3 丁目、築館高田 2 丁目、築館字下宮野町、築館字下宮野中田、築館字留場桜町、築館字下宮野町浦、築館字唐竹林、築館字下宮野山畑、築館字留場中川原、築館藤木、築館宮野中央 1 丁目、築館宮野中央 2 丁目、築館高田 1 丁目、築館高田 3 丁目、築館薬師 1 丁目、築館伊豆 4 丁目、若柳字川北並柳、若柳字川北荒町、若柳字川北中文字、若柳字大林境前、若柳字福岡小谷町、若柳字川北十文字、若柳字大林要害、若柳字大林西千刈、若柳字大林堰合、若柳字福岡原畑、若柳字福岡四ツ谷、若柳字川北塚ノ根、若柳字川北塚原、若柳字川南上堤、若柳武鎗字上土手ノ内、若柳武鎗字西上土手、若柳武鎗字北下土手、若柳字川北大袋前、若柳字川北一本柳、若柳字川北砂押、若柳字川北摺鉢、若柳字川北埤柳、若柳字川北片町浦、若柳字川北東若柳、若柳字川北荒町東、若柳字川北下袋、若柳字川北欠、若柳字川北下袋東、若柳字川北片町、若柳字川北高谷、若柳字川北中谷地、若柳字川北橋元、若柳字川北六敏、若柳字川北我門、若柳字福岡谷地畑、若柳字川北原畑、若柳字川北堤下、若柳字川南川原、若柳字川北古川、若柳字川南道伝前、若柳字川南子々松、若柳字大林東千刈、若柳字大林中済、若柳字大林寺浦、若柳武鎗字南下土手、若柳武鎗字下土手ノ内、若柳武鎗字西待南、若柳字大林町裏、志波姫南堀口、志波姫八樟台、志波姫八樟吹付、志波姫八樟横峰、志波姫八樟浦山、志波姫新橋本、志波姫大門南、志波姫新原、志波姫新熊谷、志波姫横峰浦、志波姫南八樟、志波姫新八樟、志波姫新沼崎、志波姫伊豆野町北側、志波姫伊豆野町南尻、志波姫北郷十文字、志波姫北郷白山、志波姫北郷桃崎、志波姫花崎西、志波姫南郷清

水坂、志波姫南郷五反待井、志波姫南郷熊谷、志波姫南郷吉四郎、志波姫南郷西風、志波姫南郷蓬田、志波姫沼崎新田、志波姫沼崎東原、志波姫堀口御駒堂、志波姫伊豆野蓮沼前、志波姫堀口源光、志波姫堀口見渡、志波姫堀口宮中、志波姫堀口上野、志波姫堀口沖、志波姫新川の口、志波姫八樟貝の堀、志波姫沼崎大谷地、志波姫北堀口、志波姫北郷荒町、志波姫北郷川の口、志波姫北郷竹の内、志波姫荒町北、志波姫北郷川の口前、志波姫堀口西風前、金成上町西裏、金成台畑、金成小迫宿、金成沢辺西大寺、金成上町、金成干谷沢、金成沢辺町、金成上町東裏、金成四ツ屋敷、金成小迫四海崎、金成小迫荒崎、金成小迫金沼、金成小迫三嶋、金成沢辺町沖、金成沢辺神林、金成沢辺前門沢、金成沢辺内畑、金成梨崎仲道、金成梨崎南沢、栗駒岩ヶ崎裏山、栗駒岩ヶ崎神南、栗駒岩ヶ崎三島、栗駒岩ヶ崎円鏡寺後、栗駒岩ヶ崎神明、栗駒岩ヶ崎下町裏、栗駒中野要害下、栗駒中野田町東、栗駒中野田町西、栗駒中野沼尻前、栗駒中野瓦焼場、栗駒中野上野、栗駒中野田町、栗駒中野稲荷前、栗駒中野菖蒲沢、栗駒中野上野原北、栗駒中野上野原南、栗駒猿飛来北上野、栗駒猿飛来上野原東、栗駒岩ヶ崎末町沖、栗駒岩ヶ崎新地ヶ沢、栗駒岩ヶ崎桐木沢、栗駒岩ヶ崎上町裏、栗駒岩ヶ崎成田、栗駒岩ヶ崎土川、栗駒岩ヶ崎茂庭町、栗駒岩ヶ崎中江、栗駒中野北畑中、栗駒中野田町河原、栗駒中野田町裏、栗駒中野阿弥陀堂、栗駒中野愛宕下、栗駒中野上野原西、栗駒中野西上野、栗駒稲屋敷後原、栗駒稲屋敷後原前、栗駒稲屋敷大鳥東、栗駒稲屋敷下大鳥及び、栗駒稲屋敷桜屋敷において事業地を変更する。

人事委員会規則 7—0（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—0—23

人事委員会規則 7—0（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—0（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 3 条 職員が転勤、配置換等により異動した場合の給料の支給方法は、一の給与期間の分を、その者が従前所属していた勤務課所（以下「旧勤務課所」という。）の長と、その者が新たに所属することとなった勤務課所（以下「新勤務課所」という。）の長との協議により、何れか一方の課所において支給する。ただし、次に掲げる異動の場合においては、その支給期間の現日数から、給与条例第 7 条第 4 項に規定する週休日並びに職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び職員勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定に基づく勤務時間を割らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により、第 1 号については、その異動により生ずる差額のみを、旧勤務課所或は新勤務課所において支給し、第 2 号、第 3 号及び第 4 号については、発令の前日までの分を旧勤務課所で、発令の当日以降の分を新勤務課所でそれぞれ支給する。 (1)～(3) [略]	第 3 条 職員が転勤、配置換等により異動した場合の給料の支給方法は、一の給与期間の分を、その者が従前所属していた勤務課所（以下「旧勤務課所」という。）の長と、その者が新たに所属することとなった勤務課所（以下「新勤務課所」という。）の長との協議により、何れか一方の課所において支給する。ただし、次に掲げる異動の場合においては、その支給期間の現日数から、給与条例第 7 条第 4 項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により、第 1 号については、その異動により生ずる差額のみを、旧勤務課所或は新勤務課所において支給し、第 2 号、第 3 号及び第 4 号については、発令の前日までの分を旧勤務課所で、発令の当日以降の分を新勤務課所でそれぞれ支給する。 (1)～(3) [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—1—46

人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—1（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（日割計算による支給） 第 5 条 [略] 2 前項の場合における給与条例第 21 条第 4 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる額を前項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から職員勤務時間条例第 3 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定する週休日並びに職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び職員勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。 (1)～(3) [略]	（日割計算による支給） 第 5 条 [略] 2 前項の場合における給与条例第 21 条第 4 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる額を前項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から職員勤務時間条例第 3 条第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。 (1)～(3) [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—15—50

人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当に係る勤務期間） 第 5 条 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) 職員勤務時間条例第 15 条及び学校職員勤務時間条例第 13 条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は公益的法人等派遣条例第 3 条第 1 号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）を与えられたことにより勤務しなかった期間から給与条例第 18 条の 2 に規定する週休日、<u>職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び職員勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、給与条例第 18 条の 2 に規定する休日並びに職員勤務時間条例第 10 条の 4 第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項の規定により割り振られた勤</u>	（勤勉手当に係る勤務期間） 第 5 条 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 (5) 職員勤務時間条例第 15 条及び学校職員勤務時間条例第 13 条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第 2 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は公益的法人等派遣条例第 3 条第 1 号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第 12 条第 1 号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）を与えられたことにより勤務しなかった期間から給与条例第 18 条の 2 に規定する週休日及び休日並びに職員勤務時間条例第 10 条の 4 第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について職員勤務時間条例第 10 条の 4 第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下「週休日等」という。）を

務時間の全部について職員勤務時間条例第 10 条の 4 第 1 項又は学校職員勤務時間条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下「週休日等」という。）を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 (6)～(12) [略]	除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 (6)～(12) [略]
--	---

附 則
この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 7—44（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—44—23

人事委員会規則 7—44（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—44（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 3 条 〔略〕 (1) 職員勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び <u>第 5 条第 1 項に規定する週休日並びに職員勤務時間条例第 3 条第 3 項及び職員勤務時間条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u> (2)～(3) 〔略〕 2 〔略〕	第 3 条 〔略〕 (1) 職員勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び <u>第 5 条</u> に規定する週休日 (2)～(3) 〔略〕 2 〔略〕

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 28 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 8—5—57

人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年宮城県条例第 7 号）に基づき、人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例第 3 条第 3 項の規定に基づく勤務時間の<u>割振り等</u>の基準等） 第 1 条の 2 [略] 第 1 条の 3 <u>勤務時間の割振り等（条例第 3 条第 3 項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。以下この条及び次条において同じ。）を設けること又は勤務時間を割り振ることをいう。以下この条及び次条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> （1） 勤務時間は、1 日につき <u>4 時間</u>以上とすること。ただし、休日（条例第 11 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が定める日については、7 時間 45 分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の条例第 3 条第 3 項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第 1 項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項において同じ。）	（条例第 3 条第 3 項の規定に基づく勤務時間の<u>割振り</u>の基準等） 第 1 条の 2 [略] 第 1 条の 3 <u>条例第 3 条第 3 項の規定に基づく勤務時間の割振り</u>は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1） 勤務時間は、1 日につき <u>6 時間</u>以上とすること。ただし、休日（条例第 11 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会が定める日（<u>第 1 条の 6</u>において「休日等」という。）については、7 時間 45 分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の条例第 3 条第 3 項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第 1 項の規定による週休日以外の日

とすること。

- (2) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する4時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(3) [略]

- (4) 条例第3条第1項に規定する週休日に加えて、同条第3項の規定により設ける勤務時間を割り振らない日は、第1条の5の単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）ごとにつき1日を限度とすること。

- 2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り等については、人事委員会の定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。
- 3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り等については、人事委員会の定めるところにより、第1項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

第1条の4 [略]

- 2 任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）を考慮して勤務時間の割振り等を行うものとする。この場合において、任命権者は、できる限り、当該勤務時間の割振り等が申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりの勤務時間の割振り等によると公務の運営に支障が生ずると認める

の日数で除して得た時間。次項及び第1条の6第1項第2号において同じ。）とすること。

- (2) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する4時間30分は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(3) [略]

- 2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。
- 3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第1項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

第1条の4 [略]

- 2 任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

場合には、人事委員会の定めるところにより勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り等又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振り等を変更することができる。

(1) 前項の規定により割り振られ、又はこの項の規定により割り振りが変更された後の勤務時間等について、職員から変更の申告があり、当該申告どおりに変更するとき。

(2) 前項又はこの項の規定により行われた勤務時間の割振り等について、その割振り等の後に生じた事由により公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところによりこれを変更するとき。

(単位期間等)

第1条の5 条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間（第3項において「単位期間」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 4週間（4週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として人事委員会が定める場合にあっては、人事委員会の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）

(2) 次のいずれかに該当する職員（以下この条において「育児介護等職員」という。）であって、当該職員として申告をしたもの
1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間
ア 小学校就学の始期に達するまでの子（条例第10条の2第1項において子に含まれるとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）（配偶者

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

(1) 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

(2) 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第1条の5 条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間（次条第1項及び第1条の10において「単位期間」という。）は、条例第3条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事委員会が定める場合にあっては、人事委員会の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）とし、同条第4項の規定に基づく週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについては1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。

（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。第4条において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

イ 条例第17条第1項に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員

2 任命権者は、育児介護等職員として申告をした職員について、育児介護等職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

3 育児介護等職員として申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に報告しなければならない。この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

（育児短時間勤務職員等の適用除外）

第1条の6 第1条の3第1項第4号の規定は、条例第2条第2項に定める育児短時間勤務職員等には適用しない。

（条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第1条の6 条例第3条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 条例第3条第1項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）ごとにつき1日を限度とすること。

第1条の7から第1条の10まで 削除

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。

(3) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までの時間帯において、休憩時間を除き、1日につき任命権者があらかじめ定める連続する4時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

2 第1条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第2項中「第3条第3項」とあるのは「第3条第4項」と、「前項第1号本文及び第2号」とあるのは「第1条の6第1項第2号本文及び第3号」と、同条第3項中「第3条第3項」とあるのは「第3条第4項」と、「第1項第2号」とあるのは「第1条の6第1項第3号」と読み替えるものとする。

第1条の7 条例第3条第4項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、申告を考慮して前条第1項第1号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会で定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

(1) 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

(2) 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

第1条の8 条例第3条第4項第1号のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第3条第4項第1号のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号及び第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の祖父母、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の

配偶者

(3) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、人事委員会が定めるもの

3 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子（条例第3条第4項第1号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）（配偶者の子を含む。第4条において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) 条例第3条第4項第1号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

4 条例第3条第4項第2号の人事委員会規則で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員とする。

第1条の9 第1条の7第3項の規定により週休日を設定、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第3項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

第1条の10 第1条の7第3項の規定により週休日を設定、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において第1条の8第3項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについて

(週休日等の振替等)

第3条 条例第5条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の人事委員会規則で定める期間は、同条第1項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 [略]

3 任命権者は、週休日等の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日又は勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要のある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。))又は4時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。))のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同条の勤務を命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日等の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日等の振替等」という。)を行った後において、週休日及び勤務時間を割り振らない日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第10条の4第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。))が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 [略]

5 任命権者は、週休日等の振替等を行った場合には、人事委員会の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するも

ては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

(週休日の振替等)

第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 [略]

3 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要のある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。))又は4時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。))のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務を命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第10条の4第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。))が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 [略]

5 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、人事委員会の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するもの

のとする。

(休憩時間)

第4条 任命権者は、条例第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を45分とすることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第17条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が要介護者を介護する場合

(4)・(5) [略]

2～5 [略]

(条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める者)

第8条の2 条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(介護休暇)

第23条 条例第17条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号及び第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者

(3) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあ

とする。

(休憩時間)

第4条 任命権者は、条例第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員の休憩時間を45分とすることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第3条第4項第1号に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が要介護者を介護する場合

(4)・(5) [略]

2～5 [略]

第8条の2 削除

(介護休暇)

ると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、人事委員会が定めるもの

2 [略]

3 [略]

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第26条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第23条 [略]

2 [略]

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第26条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 [略]

7 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（令和7年宮城県条例第43号）の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）第3条第3項の規定により勤務時間を割り振ろうとする場合又は同条第4項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ろうとする場合（この規則による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の5の規定により職員が選択する期間（以下「選択単位期間」という。）が1週間である場合を除く。）において、単位期間（同条例第3条第3項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）の初日としようとする日から起算して4週間（選択単位期間が2週間又は3週間である場合にあつては、それぞれ2週間又は3週間）を経過する日が施行日以後に到来するときは、同規則第1条の5の規定にかかわらず、当該単位期間の末日を施行日の前日以前とするために必要な限度において、当該単位期間を1週間、2週間又は3週間とすることができる。

人事委員会告示第10号

人事委員会は、人事委員会規則2—2（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成7年人事委員会告示第1号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

令和7年11月28日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 [略] 2 [略] (1)～(6) [略] (7) 規則8—5第1条の5第1項第1号に規定する人事委員会が定める場合及び人事委員会が定めることとされている事項について定めること。 <u>(8)～(24) [略]</u> <u>(25) 規則8—5第23条第1項3号に規定する人事委員会が定めるものについて定めること。</u> <u>(26)～(28) [略]</u>	1 [略] 2 [略] (1)～(6) [略] (7) 規則8—5第1条の5に規定する人事委員会が定める場合及び人事委員会が定めることとされている事項について定めること。 <u>(8) 規則8—5第1条の7第3項に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。</u> <u>(9) 規則8—5第1条の7第4項第2号に規定する人事委員会が定めることとされている事項について定めること。</u> <u>(10) 規則8—5第1条の8第2項第3号に規定する人事委員会</u> <u>が定めるものについて定めること。</u> <u>(11)～(24) [略]</u> <u>(25)～(30) [略]</u>

3 この告示の効力の発生する日

令和8年1月1日

宮城県公安委員会告示第97号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年11月28日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

令和8年1月13日（火）から同月23日（金）まで（土、日曜日、21日を除く。）の8日間

実施日 講習区分		13日 (火)	14日 (水)	15日 (木)	16日 (金)	19日 (月)	20日 (火)	22日 (木)	23日 (金)	計
新規取得 講習	3号	○	○	○	○	○		○	○	7日間
	4号	○	○	○			○	○	○	6日間
追加取得 講習	3号				○	○		○		3日間
	4号						○	○		2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

1月13日から19日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、22日は午前9時30分から午後0時20分までとし、23日は午前9時20分から修了考査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

1月13日から15日及び20日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、22日は午前9時30分から午後3時50分までとし、23日は午前9時20分から修了考査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

1月16日及び19日は午前9時30分から午後4時50分まで、22日は午後4時から修了考査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

1月20日は午前9時30分から午後4時50分まで、22日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。

2 講習の実施場所及び委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

3号警備業務新規・追加取得講習及び4号警備業務新規・追加取得講習合わせて40人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級

検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)ーア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和7年12月8日(月)から同月12日(金)までの5日間(8日から11日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで)

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和7年12月15日(月)から同月19日(金)までの5日間(午前9時から午後4時まで)

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4-(1)ーアに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 前記4-(1)ーイに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)ーウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記 4-(1)-エに該当する者

旧 1 級検定の旧検定規則第 8 条の合格証の写し

(オ) 前記 4-(1)-オに該当する者

旧 2 級検定の旧検定規則第 8 条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第 2 条第 1 項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては 3 号警備業務38,000円、4 号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては 3 号警備業務14,000円、4 号警備業務10,000円の額を受講申込時に、現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）又は宮城県収入証紙のいずれかの方法により納付すること。

7 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課